

令和6年度

いじめ防止基本方針

大津市立堅田中学校

いじめ防止対策推進法と条例および大津市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待に該当するものは除く。

第 3 期 大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針） 令和 5 年度（2023 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

計画の基本方針

行動計画を策定するにあたり、次の 3 つの基本方針を掲げます。

- 1 二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること
- 2 子どもの声を大切に、子どもの主体的な活動を尊重すること
- 3 家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと

これらの基本方針のもと、いじめのない社会の構築に向け、行動計画に定める取組を実施します。

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」の定義をもとに、行動計画では「いじめ」を次の 1～4 に該当する行為と定義しています。

- 1 行為をしたもの(A)も行為の対象となった者(B)も子どもであること
- 2 A と B の間に一定の人的関係があること
- 3 A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- 4 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

令和6年度 大津市立堅田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成23年10月、大津市において中学生がいじめを原因に自死するという大変痛ましい事件が起きました。大津市では二度とこのような悲しい事件が起らないよう、全国の見本となるよう、いじめ対策を推進しております。堅田中学校においても、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、堅田中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	7
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	9

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	【重点・必ず実施】 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面式、生徒総会等生徒会行事を通して、いじめ防止啓発活動を行う。 ・ いじめ防止啓発月間の6月、10月を中心に、生徒がいじめ問題について主体的に考える活動を推進する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒がいじめ問題について主体的に考え、いじめゼロを目指す各学級の取り組み目標を実践する。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止啓発月間の取り組みの中で、いじめ問題の解決に向けて考えさせる取り組みを行う。 ・ ストレスマネジメントやアサーション等の対人スキルを高める教育を年1回実施する。
b	【重点・必ず実施】 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会や学級活動等の授業の中で情報モラル教育に取り組むとともに、保護者の啓発も行う。 ・ 警察と連携し、情報モラル教室を実施する。
c	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「気づいたことを伝えよう」アンケートの実施の際に、相談することの大切さについて説明する。 ・ 担任だけでなく、他の教職員や保護者など相談しやすい方法での相談を促す。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者や地域に対して道徳の時間の授業公開を年一回以上実施する等、道徳教育の推進を図る。 ・ 様々な活動を通して、お互いのよさを認めあえる集団づくりに努める。 ・ 挨拶、ボランティア等の活動等、人とのふれあい活動を推進する。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月に人権教育月間を設定し、人権意識を高める教育を推進する。 ・ 授業において協働的な学びの場面を設定し、自他ともに認め合える風土を醸成する。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器を活用し、個別最適な学び、協働的な学びを大切にした授業づくりに務める。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保幼小中連携推進事業や保育実習、職場体験、ボランティア活動等の中で異年齢交流を行う。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を通じていじめ防止基本方針の周知を行い、学校関係者や保護者等から学校のいじめ対策に対する意見を聞いた上で、評価を行う。 ・いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図る。
b	【重点・必ず実施を】 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会、入学式後の保護者説明会等での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行う。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年に3回程度、生徒指導・いじめ問題に係る校内全員研修会を実施する。 ・年度当初の研修会で学校いじめ防止基本方針の周知を行うとともに、年一回見直しを行う。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が担任や学年から、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、管理職に伝わる校内体制づくりに努める。 ・子ども支援コーディネーターや生徒指導主事が中心となり、いじめ対策委員会等で指導・助言を行う。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> ・6月のいじめ防止啓発月間で、各クラスで学級代表を中心にいじめについての学習を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会が主体となりいじめゼロ啓発 WEEK を設け、いじめ防止への意識を高めるとともに、取組結果を全校集会等で発表する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	【重点・学期に1回以上は必ず実施】 いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回程度アンケート調査を実施する。 ・ いじめ防止啓発月間に、いじめに特化したアンケートを実施する。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に3回、個別相談を行うとともに、随時必要に応じて相談を行う。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの発生しやすい5月から6月、9月から10月を中心に、学年フロア一等の見守り活動を強化する。 ・ 学期当初および定期的に登校時において校門等での見守り活動を実施する。下校時については、毎日行う。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になることがあれば、家庭訪問や家庭連絡を行い、情報交換を行う。 ・ 欠席が続く場合は必ず、家庭連絡・訪問を実施する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	【重点】 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの疑い事案が発生した場合には、学年生徒指導担当から生徒指導主事、子ども支援コーディネーターへすぐに報告するとともに管理職との情報共有を図る。必要に応じて、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげる。
b	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの疑い事案の発生時には、即座にいじめ対策委員会を開催し、情報共有を図り、組織対応を行う。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の朝の打ち合わせにおいて、各学年より全教職員に報告して、情報を共有する。 ・ 小中連絡会等で、情報の共有を行う。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	【重点】 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・いじめ対策委員会で、いじめ事案についての正確な情報共有を図り、事案に応じて家庭訪問や保護者対応を検討し、組織対応を行う。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・被害生徒の気持ちに寄り添いながら、聞き取りを行うとともに、正確な事実の確認を行う。 ・加害生徒への指導を家庭と連携し行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図る。 ・必要に応じ、学級指導や全校指導で再発防止の呼びかけを行う。
c	インターネット上のいじめへの対応	・スクリーンショットを撮る等、できるだけ確実な事実確認を行い、加害生徒への指導を実施する。

		・画像や書き込み等を削除する指導を行うとともに必要に応じて警察や関係機関との連携を図る。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・被害生徒や保護者に寄り添いながら、教育委員会や外部専門家と連携を密にして、アンケート調査を実施する。また、随時、被害保護者への情報提供を行う。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・被害生徒、加害生徒の保護者への連絡を行い、事案の確認や指導内容、今後の対応についての情報を提供する。

② その他（学校独自の取組）

取組目標	
	・学校運営協議会において、いじめ対応について情報を共有し、地域と連携して生徒への支援を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

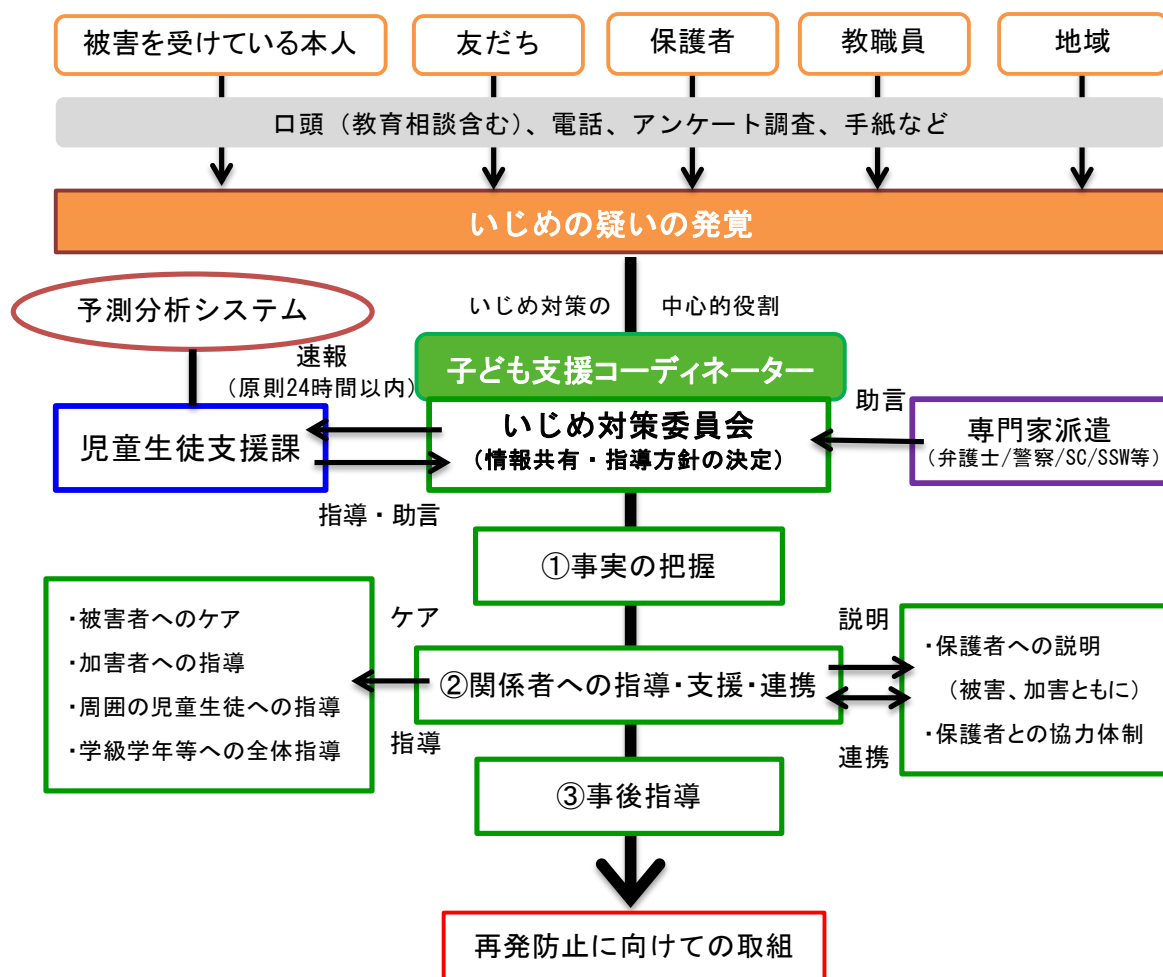
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に天津市教育委員会

へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議<生徒理解> (①・②・③) 「気づいたことを伝えよう」調査 (②) 二者個別面談 (②・④)	
5	P T A総会 (①) 生徒総会 (①) 小中連絡会 (④) 学校運営協議会 (④) 「気づいたことを伝えよう」調査 (②)	生徒会の取り組み
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (②・③) いじめに特化したアンケートの実施 (②)	・生徒会を中心にした取り組みの実施
7	三者懇談会 (④) 「気づいたことを伝えよう」調査 (②)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連した研修
9	「気づいたことを伝えよう」調査 (②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) いじめに特化したアンケートの実施 (②)	
11	「気づいたことを伝えよう」調査 (②) 教育相談 (②・③)	
12	三者懇談会 (④)	
1	「気づいたことを伝えよう」調査 (②)	
2	教育相談 (②・③) 小中連絡会 (④) 「気づいたことを伝えよう」調査 (②) 学校運営協議会 (④)	
3	小中連絡会 (④)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 必要に応じて教育相談 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②
いじめの早期対応に関すること…③
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④